

「湧別町自治基本条例」とは

「湧別町自治基本条例」とは、「まちの憲法」と呼ばれ町民が
主役となった自治を実現するためのルールを条例としてしっか
りと明文化したものです。

自分たちが住んでいるまちのことを自分たちで決めることで、安心して暮らすこ
とができる持続可能なまちを目指していきます。

この条例は平成26年4月に制定され、湧別町のまちづくりを進める中で最も重
要な条例です。

条例の中では社会情勢の変化に対応しながら、4年ごとに条例の点検・見直しを
行うこととなっており、これからもこの条例を理解しみんなで見守り育てていくこ
とが必要となります。



「湧別町自治推進委員会」とは

「湧別町自治推進委員会」とは、自治基本条例の点検・見直しを
行いより実効性のあるものにしていくために設置された町民
15名で構成された委員会です。

委員会では条例に対する理解を深めるため「わかりやすい形での普及啓発活動の
推進が必要」との意見が出されたことに伴い、このリーフレットを作成し配布する
こととなりました。

リーフレットの中では、自治基本条例の3つの基本原則について説明しています。
条例について詳しく知りたい方は町ホームページをご覧ください。



◎ホームページ <https://www.town.yubetsu.lg.jp/>



Instagramでは町の最新情報を掲載しています



湧別町公式 **Instagram** yubetsu_town

「フォロー」「いいね！」お願いします



発行月：令和7年3月

発行：湧別町・湧別町自治推進委員会

TEL 01586・2・5862 (企画財政課直通)



町民参加

協働

情報共有

湧別町自治基本条例

町民による
まちづくり

1 町民参加 ~身近なことから始めよう~

町のことに興味を持ち様々な方法でまちづくりに関わることで、町民が主役のまちづくりを進めます。

町に意見を伝えよう



- ※1
・審議会等を聞きに行く。
(開催状況はホームページなどに掲載しています。)
- ・審議会等の委員となり会議に出席する。
(審議会等で自分の意見を直接伝えることができます。)



- ・まちづくり懇談会や町民説明会に参加する。
(地域の幅広い世代の方々とアイデアを出し合い充実した内容にしていきます。)



- ※2
・パブリックコメントや「町長の手紙」などで意見を出す。
(いただいた意見は有効に活用していきます。)



実際に活動しよう



- ・自治会などのコミュニティ活動に積極的に参加する。
例えば：地域の清掃、花壇の整備、防犯活動など
- ・地域のイベントなどに参加する。
例えば：お祭り、スポーツ大会など



※1 町民等で構成されたまちづくりに関することを協議・審議する会議など
※2 町で作成する計画などの案に対し、町民からの意見を求め決定する一連の手続き

まちづくりに参加しよう

地域の課題解決や
住みやすいまちを
実現するための
公共的な活動

2 協働 ~それぞれの役割と責務~

町民、町、議会がそれぞれの役割を理解し、地域社会の課題などを解決するために協力しながらまちづくりを進めます。

町民

- ・まちづくりに積極的に参加する。
- ・自分の行動に責任を持ちお互いを尊重し協力する。

「町民」とは

町民のほか、町外からの通勤・通学者や町内で活動している方々

町

- ・町民の視点に立ったまちづくり
- ・分かりやすい情報の提供
- ・コミュニティ活動への支援

議会

- ・町民の声をまちづくりに反映させる。
- ・意見交換会の開催

わたしたちが目指すまちの姿
「町民参加」、「協働」、「情報共有」により安心して暮らすことができる地域社会をつくり「住んでよかった」と思えるまちを目指します。

3 情報共有 ~町・議会からの情報発信~

町や議会では地域の課題・問題などについて町民と情報を共有するため様々な方法でわかりやすい情報の発信に努めます。



- ・広報誌、かわらばん、議会だより
- ・ホームページ、Instagram

